

国立大学法人東京農工大学契約事務取扱規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 本学における契約事務の取扱いについては、別に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。</p> <p>2 本学における契約の一般的約定事項については、文部科学省発注工事請負等契約規則(平成13年文部科学省訓令第22号)に規定する工事請負契約基準、製造請負契約基準及び物品供給契約基準に準ずる。</p> <p>(最低価格の入札者を落札者としすることができる契約)</p> <p>第18条 会計規則第34条第2項に規定する本学の支出の原因となる契約は、予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。</p> <p>2 前項に規定する契約について、会計規則第34条第2項第1号及び第2号に該当する場合の基準は、次の各号の一に該当する場合とし、その場合にあつては最低価格の入札者を直ちに落札者とししないものとする。</p> <p>(1) 工事の請負契約については、競争入札ごとに予定価格の10分7から10分の9までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額にそれ</p>	<p>本則</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 本学における契約事務の取扱いについては、別に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。</p> <p>2 本学における契約の一般的約定事項については、文部科学省発注工事請負等契約規則(平成13年文部科学省訓令第22号)に規定する工事請負契約基準、製造請負契約基準及び物品供給契約基準に準ずる。<u>ただし、各契約に基づく代金の支払については請求を受けた日から六十日以内に支払うものとする。</u></p> <p>(最低価格の入札者を落札者としすることができる契約)</p> <p>第18条 会計規則第34条第2項に規定する本学の支出の原因となる契約は、予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。</p> <p>2 前項に規定する契約について、会計規則第34条第2項第1号及び第2号に該当する場合の基準は、次の各号の一に該当する場合とし、その場合にあつては最低価格の入札者を直ちに落札者とししないものとする。</p> <p>(1) 工事の請負契約については、競争入札ごとに予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の</p>	

<p>         ぞれ契約担当役等が定める割合を乗じて得た額の合計額を下廻る          入札価格であった場合          (2) 製造請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接          工事費及び直接労賃を下廻る入札価格であった場合          (3) その他の請負契約については、予定価格算出の基礎となった          直接物品費及び直接人件費を下廻る入札価格であった場合          (4) 前各号の規定を適用することができないものについては、競          争入札ごとに、工事の請負契約の場合においては10分<u>7</u>から10          分の<u>9</u>までの範囲内で、製造その他の請負契約の場合においては          2分の1から10分の8までの範囲内で契約担当役が定める割合を          当該競争の予定価格に乗じて得た額を下廻る入札価格であった場          合          (契約書の記載事項)          第35条 会計規則第35条のその他必要な事項は、次のとおりとす          る。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項は、除く          ものとする。          (1) 契約の履行場所          (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法          (3) 監督及び検査          (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における損害金、違約          金等          (5) 危険負担          (6) 瑕疵担保責任          (7) 契約に関する紛争の解決方法          (新設)       </p>	<p>         額にそれぞれ契約担当役等が定める割合を乗じて得た額の合計額          を下廻る入札価格であった場合          (2) 製造請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接          工事費及び直接労賃を下廻る入札価格であった場合          (3) その他の請負契約については、予定価格算出の基礎となった          直接物品費及び直接人件費を下廻る入札価格であった場合          (4) 前各号の規定を適用することができないものについては、競          争入札ごとに、工事の請負契約の場合においては10分の<u>7.5</u>か          ら10分の<u>9.2</u>までの範囲内で、製造その他の請負契約の場合に          おいては2分の1から10分の8までの範囲内で契約担当役が定          める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額を下廻る入札価格          であった場合          (契約書の記載事項)          第35条 会計規則第35条のその他必要な事項は、次のとおりとす          る。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項は、除く          ものとする。          (1) 契約の履行場所          (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法          (3) 監督及び検査          (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における損害金、違約          金等          (5) 危険負担          (6) 契約不適合責任          (7) 契約に関する紛争の解決方法          (8) 契約書に記載しない一般的約定事項については各契約基準に          よるべき旨の表示       </p>	
--	---	--

<p>(8) その他必要な事項 (<u>瑕疵担保責任</u>)</p> <p>第48条 契約担当役等は、契約の目的物の引渡を受けた後、契約の種類毎に定めた<u>瑕疵担保期間</u>内に、その目的物の<u>隠れたると否とを問わず瑕疵があった場合は</u>、契約の相手方に、相当の期間を定めて、代品の提供若しくは<u>瑕疵の補修</u>を命じ、又は代品の提供若しくは<u>瑕疵の補修</u>とともに損害賠償を請求することができる。</p>	<p>(9) その他必要な事項 (<u>契約不適合責任</u>)</p> <p>第48条 契約担当役等は、契約の目的物の引渡を受けた後、契約の種類毎に定めた<u>期間</u>内に、その目的物が<u>契約の内容に適合しないことを認識した場合は</u>、契約の相手方に、相当の期間を定めて、代品の提供若しくは<u>不適合部分の補修</u>を命じ、又は代品の提供若しくは<u>不適合部分の補修</u>とともに損害賠償を請求することができる。</p>	
---	---	--

附 則(令和2年4月1日規程第19号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。